

一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進)

策定日:2026 年 9 月 1 日

事業主名:株式会社オフィスロビン

東京都渋谷区幡ヶ谷 3-52-5

代表取締役 沼口 恵子

当社は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に基づき、従業員が仕事と子育てを両立し、また子育てをしていない従業員も含め多様で柔軟な働き方ができる雇用環境を整備するため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1.計画期間

2026 年 9 月 1 日 から 2028 年 8 月 31 日 まで(2 年間)

2.当社の現状

項目	現状
常時雇用する労働者数	10 名(男性 7 名、女性 3 名)
週平均所定外労働時間(残業時間)	約 5 時間
年次有給休暇取得率	9 割超
1 日の所定労働時間	7 時間

小規模組織であることを活かし、全従業員が経営に近い立場で意思決定に関与できる体制にあり、法定水準を上回るワークライフバランスが既に実現されている。今後は、この良好な状態を制度として明文化・維持し、育児・介護等のライフイベントが生じた場合にも対応できる体制を整えることを課題とする。

3.目標

- 育児・介護休業等を必要とする従業員が生じた場合に、対象者が希望どおり 100%取得できる体制を整備する。
- 年次有給休暇取得率を、引き続き 90%以上に維持する。
- 週平均所定外労働時間を、引き続き 5 時間程度以内の水準に維持する。
- 育児期の従業員が働き続けやすいよう、短時間勤務・テレワーク等の制度を整備する。

上記の各目標の達成状況は、下記「4.対策の内容及び実施時期」のとおり毎月・毎年確認するとともに、計画期間終了時(2028 年 9 月)に総括的に評価し、次期計画へ反映する。

4.対策の内容及び実施時期

対策の内容	実施時期
育児・介護休業に関する規程および短時間勤務・テレワーク等の両立支援制度を文書化し、就業規則に整備する	2026 年 9 月~2027 年 3 月
整備した規程・制度の内容を、全従業員に対し説明会または書面配付により周知する	規程整備後速やかに(2027 年 3 月まで)
年次有給休暇の取得状況を毎月確認し、取得率 90%以上を維持するための声かけ・計画的付与を継続する	計画期間中随時(毎月)

残業時間の実績を毎月確認し、業務量が偏った場合は業務分担を見直す	計画期間中随時(毎月)
育児・介護等のライフイベントが生じた従業員が円滑に休業取得・職場復帰できるよう、個別面談を実施する体制を整える	対象者発生時、随時
本行動計画の実施状況を年1回点検し、必要に応じて目標・対策を見直す	毎年12月

5.公表及び周知

本計画は、当社ウェブサイト(<https://officerobin.com>)において公表するとともに、全従業員に対し説明会の実施及び書面の配付により周知した。

以上